

秋田市告示第58号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで